

第 5097 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年10月29日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

事故による損害賠償金等

Q：妻が車にはねられて死亡しました。加害者から損害賠償金と慰謝料をもらいました。これらは相続財産になるのでしょうか？

A：相続税の対象にはなりません。

【解説】

お尋ねの損害賠償金と慰謝料は、次のように取り扱われることとなっています。

① 損害賠償金

被相続人について、不法行為による生命侵害があった場合において、その遺族がその生命侵害に基づいて支払いを受ける損害賠償金は、相続税の課税価格に算入しないこととされています。

なお、いわゆる自賠責保険に基づいて受け取る保険金については、すべてにおいて課税関係は生じないこととされていますので、相続税の対象にもなりません。

② 慰謝料

民法711条に（近親者に対する損害の賠償）

「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」とする規定があります。このことから、被相続人について、不法行為による生命侵害があった場合にその遺族が受取る慰謝料は、この近親者に対する損害の賠償に基づいて原始取得したものと考えられますので、相続税では課税対象にならないこととされています。

